

佐賀県出会い結婚応援ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、平成29年度縁カウンターさが事業（出会い応援隊・出会い結婚応援企業募集等）実施要綱第4条第2項に規定する出会い結婚応援企業が、結婚を希望する従業員等を応援するに当たっての基本原則等について定めるものです。

2 目的

出会い結婚応援企業において、結婚を希望する従業員等が必要とする環境づくりを行ってもらうことなどにより、社会全体で出会いや結婚を希望する方を応援する気運をつくることを目的としています。

3 出会い結婚応援メッセージの内容

メッセージは、第5項に定める留意事項を踏まえたうえ、出会いや結婚を希望する従業員等を応援するような温かい内容で一言いただくこととします。

例として次のようなメッセージが考えられます。

【メッセージ・例】

- ・結婚を望んでいる社員の皆さんが、素敵な出会いを見つけられることを願っています。

4 従業員等の出会いや結婚を応援するための取組内容

取組は、第5項に定める留意事項を踏まえたうえ実施いただくものとします。

例として次のような取組が考えられます。

【取組例】

- ・社内メールなどでの「さが出会いサポートセンター」や「あかい糸めーる」の情報案内
- ・結婚、子育てしやすい職場環境の整備の推進
- ・店内に「さが出会いサポートセンター」のリーフレットを置くなど、顧客への結婚支援情報の提供

5 留意事項

結婚を希望する従業員等を応援するに当たっては、下記の基本的な考え方を踏まえ、特定の価値観の押し付けや、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント（以下、あわせて「ハラスメント」という。）が発生しないよう十分に留意していただく必要があります。

【基本的な考え方】

- 個人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないこと。
- 結婚を希望する人が支援を必要としているとは限らず、誰から、どのような内容の支援を受けたいかについては様々であること。
- 結婚につながる活動に対する支援を苦痛と捉える人もいること。
- 企業の実情（立地、男女比、職場環境等）は多様であり、企業が支援に取り組むに当たっては、個の侵害に当たるようなものは厳に慎む前提で、自社において実施可能な範囲を判断していただく必要があること。
- 社内に設けられたハラスメント等の相談窓口担当者等の助言を得ながら実施することが望ましいこと。
- 次のような言動・行動はハラスメントと捉えられ得るため、慎むべきであること。

（ハラスメントに該当し得る言動・行動例）

- ・ 恋愛経験や、交際相手の有無について繰り返し尋ねる。
- ・ 結婚はまだかと繰り返し尋ねる。
- ・ 結婚をしない理由を尋ねる。
- ・ 「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」など性別役割分担意識が表れた言動。
- ・ 特に結婚につながる活動に関する情報等を望んでいない従業員等に対し、個別に情報案内やあっせんを配慮なく行う。
- ・ 結婚につながる活動をしている従業員等に対して、活動の結果等を根掘り葉掘り尋ねたり、活動をしていることを第三者に言いふらしたり、からかいの対象とする。

※上記はあくまで例示であり、ハラスメントに当たるか否かは、自らの判断によって決まるのではなく相手が不快に感じるかで決まるものです。